

令和3年4月28日

審査庁

天理市教育委員会 御中

処分庁

天理市教育委員会

教育長 伊 勢 和 彦

弁 明 書

令和3年4月13日付け天教総第33号「公文書不開示決定通知書」の処分について、審査請求人が令和3年4月19日に行政不服審査法の規定に基づき提起した審査請求に関し、次のとおり弁明する。

第1 弁明の趣旨

「処分庁の決定は妥当である。」との答申を求める。

第2 不開示の決定理由とその正当性

① 令和3年度小学校人権教育推進教員（会計年度任用職員）の選考における起案・決裁文書については、「人事」に関する情報で、職員の任免に関するものであり、それらに関する情報を開示すれば、当該事務事業の目的に沿った成果が得られないなど支障が生じ、又は実施する意味を喪失するおそれがある。

② 選考の評価基準等（履歴書、面接の評価基準）については、「試験」に関する情報であり、試験問題や採点基準を開示することにより、情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、又は特定のものに対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある。

③ 選考の会議録等の文書については、そもそも会議は開催されず、文書は不

存在である。

審査請求人は、「天理市教委にとって都合の悪い事実の隠蔽」、「選考担当者の能力不足の隠蔽」と主張するが、そのような事実はない。開示できない文書であるが故に不開示としているにすぎない。また、「天理市教委教育総務課長、同まなび推進課長に選考委員の資格はなく、その選考は無効である。」と主張するが、選考委員については特段の資格は必要ないため人選に問題はない。選考についても、公正、公平に行っており、何ら問題はない。

以上のことから、本件公文書を天理市情報公開条例第6条第7号に該当するとして不開示とした本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものと考ええる。